

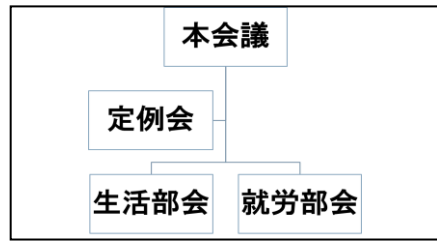
大里地域自立支援協議会

大里地域自立支援協議会がリニューアルしたようすです。これまでは、定例会の中で、地域課題の抽出や協議会の運営に関する内容の検討を行ってきましたが、その機能を整理検討し、課題の抽出等については、相談支援事業所部会を新たに創設し、その中で議論検討を行う形になったようすです。他方、協議会の運営等に関する連絡調整等については、事務局会議の中で行っていく形になるようすです。

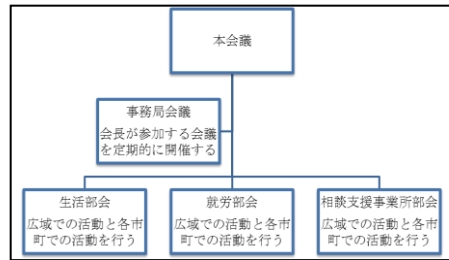
障害者の地域生活を支援するためには、地域にある課題を大里圏域の中で共有し、障害福祉サービスに携わる機関がお互いに協働していくことが必要です。今

後とも、大里地域自立支援協議会の活発な活動について見守っていききたいと思います。

■今までの大里地域自立支援協議会（組織図）



■これからの大里地域自立支援協議会（組織図）



参加者募集のお知らせ

○ピアカウンセリング

◆視覚障害者対象

毎月第1金曜日 10:00~11:30

◆聴覚障害者対象

毎月第2日曜日 9:00~10:30

◆肢体不自由者対象

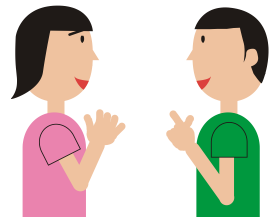
毎月第2金曜日 13:30~15:00

※場所は熊谷市立障害福祉会館（熊谷市宮町2-65）です。

○社会生活プログラム ○音楽療法 ○料理教室

○パソコン教室

平成25年度に引き続き、平成26年度も実施する予定となっております。詳しい実施時期や内容に関しては、今後、「市報くまがや」「くまサポ通信」等を通してご案内してまいります。



熊谷市障害者相談支援センター

相談受付
休業日

9時~17時
毎週火曜日・祝日・振替休日
年末年始（12月29日~1月3日）

所在地

〒360-0041

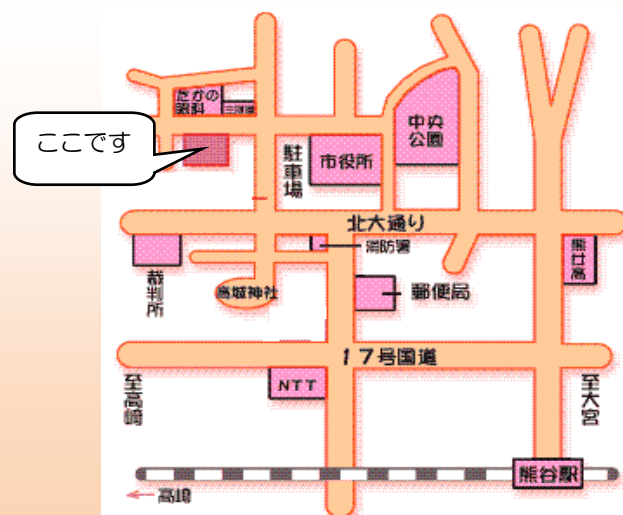
熊谷市宮町2-65
（熊谷市立障害福祉会館内2階）

電話

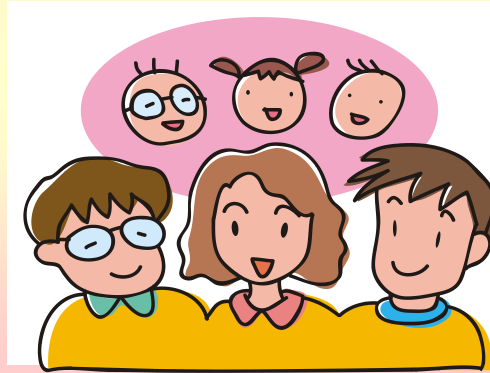
048-501-0439

FAX

048-578-4026



くまサポ通信



発行元 熊谷市障害者相談支援センター
〒360-0041
熊谷市宮町2-65（熊谷市立障害福祉会館内2階）
電話 048-501-0439 FAX 048-578-4026
E-mail kuma-syougai-soudan@comet.ocn.ne.jp
URL <http://kumagaya-soudan.jp/>

■障害者権利条約を締結

平成26年1月20日、政府は国連の「障害者の権利に関する条約」（略称「障害者権利条約」）を批准。日本も正式に条約を結んだ国となり、2月19日から効力が生じることとなりました。

同条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効。現在140か国と欧州連合が締結しています。

同条約では、障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としており、障害者の権利の実現のための措置等を規定。障害者が他の人と同じように人権を持ち、教育

や労働、交通機関や建物の利用等、あらゆる面で差別されないことを定めています。

また、合理的配慮※の確保、障害者の社会への参加・包容の促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等も規定されています。

※合理的配慮とは
障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう。

<障害者権利条約の締結までの流れ>

平成18年12月 国連総会で条約が採択
平成19年9月 日本政府が条約に署名
平成20年5月 条約が発効

条約締結に先立ち、国内法の整備を推進

平成23年8月 障害者基本法の改正
平成24年6月 障害者総合支援法の成立
平成25年6月 障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正

→これらの法整備を受け、平成25年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において、全会一致で締結が承認されました。

日本は平成19年9月、同条約に署名していましたが、上の表にあるような各種国内法の整備を経て、今回の締結に至りました。

同条約の締結国は、法律や制度、慣行を同条約の趣旨に合うよう見直すことが求められており、今後の動向が注目されます。

